

農地パトロールの実施についてのお知らせ

農業委員会では、農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地に出向いて、農地の利用状況調査を行いますので住民の皆様におかれましては、ご協力をお願ひいたします。

農地パトロールで確認した遊休農地、荒廃農地の中で、今後再生可能な農地については、担い手への集積を図るなど経営規模拡大を計画している農家への支援を行います。

尚、農地パトロールを実施する調査員は、腕章及び身分証明証を携帯しておりますので、不審者と間違わないようご協力願います。



◎農業者年金に加入しませんか？

老後の備えは十分でしょうか？年金は家族一人ひとりの準備が大切です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上の農業従事で加入できます。

また、39歳以下で一定の要件を満たせば政策支援補助金もあります。

◎全国農業新聞を購読してみませんか？

週刊単位でニュースと農政解説！農業経営に役立つ！地域づくりのヒント・事例が満載！食や健康など暮らしに役立つ話題が豊富！月700円と負担が少ない購読紙です。

【問合せ先】 東通村農業委員会事務局（東通村役場内） ☎ 27-2111

河川におけるサケの採捕禁止について

許可を受けた漁業関係者以外の方がサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県内水面漁業調整規則により、全ての川で全面禁止となっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると法律及び規則により罰せられますので、ご注意願います。

《問合せ先》 つくり育てる農林水産課 ☎ 27-2111（内線111）
むつ水産事務所水産課 ☎ 22-9732